

建設水道常任委員会会議記録（概要）

平成24年12月18日（火）

開 会 午前10時0分

【議 事】

石井委員長

本日は、昨日に引き続き、議案第96号当委員会所管部分の審査を続けます。

○議案第96号「平成24年度所沢市一般会計補正予算（第7号）」
当委員会所管部分（建設部）

石井委員長

質疑を求める前に、進行の確認をするため、休憩としたいがよろしいか。

（委員了承）

休 憩 午前10時1分

（休憩中 協議会開催）

再 開 午前10時5分

【質 疑】

谷口委員

昨日の審査では、主に2工区についての事故繰越等が問題とされていたが、1工区はいつ頃から事故繰越の手続きに入ったのか。

沖本建設部長

通常は3月末で事故繰越になります。特に手続きはありません。

谷口委員

2工区の事故繰越に関しては、10月が締め切りと聞いていたが、1工区と2工区の事故繰越への対応は、手続き的に差があるのか。

沖本建設部長

2工区については、起債の関係で、10月から11月の早い時期に借り替えないと事故繰越ができない起債でした。担当部としても最後まで1工区工事が先行していたので、3月までに仕上げるという形で財政課との話の中で借り替えができなかったという状況です。

谷口委員

1工区では起債の借り替えの手続きは必要ではなかったのか。

仲道路建設課
長

1工区については補助金と一般財源だけで、起債を入れておりません。

桑島委員

平成21年10月に関係者から同意を得られなかった件で、関係者の意見をしっかりと聞いてほしいという議員からの働きかけはあったか。

仲道路建設課
長

そういった話はなかったと聞いております。

石本委員	そうであれば、小手指まちづくり事業協同組合や小手指町1丁目町会に 対し、どのように合意形成して要望書を提出したのかを確認するべきだっ たと考えるが、そういったことはしたのか。
沖本建設部長	本来であれば地元から移設等の話が出た時に、地元へ一度戻すことが必 要だったという認識はあります。
石本委員	関係者は、このような要望書が提出されていることを確実に知っている のか。
沖本建設部長	事業化や測量に関して地元説明会を開いておりますので、周知はできて いると思っております。
桑島委員	説明会を開催した時と、実際の工事に入る段階では、キュービクルの位 置が変わったということでしょうか。
仲道路建設課 長	説明会の時は、キュービクルの位置は資料の①でしたが、その後②に移 し、発注しました。
矢作委員	地元の要望が出たのが平成18年6月だが、その前に市でハナミズキ通 りと所沢村山線の電線地中化を決めている。先に地元から要望が出されて

決定するのはわかるが、決定したあとなおかつ地元要望が出るというのは、議会で一般質問が行われてきたからなのか。いつ頃から取り上げられているのか。

仲道路建設課
長

昭和63年第2回定例会から取り上げられています。

矢作委員

その頃からたびたび議会でも、地元の声を受け一般質問があつて、それを踏まえて市が場所を決めていったということによいか。

沖本建設部長

電線の地中化は必要な事業だと捉えておりましたし、地中化を行っている他の市町村もあります。県から照会があつたときに、可能な場所ということで選定した場所が今回の2路線だということです。

矢作委員

今後地中化を行う場所はあるのか。

沖本建設部長

駅に接したところという意味では、所沢駅東口や、新所沢駅東口は完成しておりますので、西口から国道463号の方に向けて、ある程度道路幅員もあるということで、今後行う必要性はあると認識しています。

石本委員

市の手続きとしては慎重だと思うが、関係者との調整で、要望書を出し

た地元の団体とはどのようなやりとりがあったのか。

沖本建設部長

本来であれば、個人ではなく、要望の出ている団体・地区の方と調整していただくよう話をもっていくべきでした。

石本委員

今回の工事に関しては、この要望書は地権者全員の同意が得られていない要望書だったという認識でよいか。

沖本建設部長

決してそういうことではないと思います。この事業に対する皆さんの必要性ということで、関係者の皆さんの同意だという認識です。他、道路整備、道路拡幅要望につきましても、事業を実施していくにあたって、拡幅線を入れた段階でおのおのの地権者が反対する方がおりますので、総論については拡幅賛成、ただ自分の所に拡幅線が入ってきたときは反対という地権者もおります。今回もそういう認識だったのかと思います。

中村委員

先ほど部長は、今後、新所沢や、混み入っているところは電線地中化を考えているということで、町並みの面から説明していたが、平成15年6月の次期電線類地中化計画の策定に関する回答の中では、要望理由に、「広域避難場所へのアクセスとして歩行者空間の確保のため」とある。この要望理由はどのようなことか。

沖本建設部長 駅の利用者、例えば震災が起こったときに駅から帰宅する方の問題が一番大きいと思います。

中村委員 広域避難場所とは、具体的にどこのことなのか。

沖本建設部長 どの場所かはこの場では即答できません。

石本委員 こういう理由でなければ、要望しづらいのか。

沖本建設部長 特段こういった理由でなければ要望にかなわないということではないと思います。電線共同溝については5年ごとの整備期間を設けておりますので、その時々々の要望理由をつければ可能だと考えます。

石本委員 この回答よりも後に要望書が出されたので、こういう理由で工事を申し込むという説明をして、こういう文言を要望書に入れるように当然言うべきだったと思う。整合性はとれているのか。

沖本建設部長 市としては、先ほどの文面で電線共同溝を県に要望しましたが、これに地元の要望書を合わせるようお願いするのではなく、あくまで地元の理由で出してもらうのが本来であると思います。地元の要望の内容まで強制はしておりません。

桑島委員

再発防止策について、組織として具体的な手立ては講じているのか。

沖本建設部長

工事の進捗状況については、財務部と話して、例えば12月20日現在の進捗状況の把握、また起債の内容についても各担当事業課で確認していただき、工事の進捗についても建設部だけではなく財政課と工事検査課と連携をとることが必要だと考えております。

仲道路建設課
長

再発防止として、現行の工事の完成に向けて遺漏がないように知識の習得や実際の工事場所に研修に行ったり、工場の視察や、NTTの研修センターに赴いて実地研修をしました。また、10月に財務の職員を講師として、財務事務の勉強をいたしました。関連の工事現場も10月に県で行っておりますので、視察してまいりました。建設部の今後の取り組みとしては、一番の問題は工程の遅れであったので、通常ですと工事に入ってからチェックリストを作成しますが、交通協議や他の関係者との協議についての事前のチェックリストを含め3ページにわたって作成しました。それから、現場でのやりとり等について、議事録や、工事記録を作成しました。さらに、工程会議を密に開くようにいたしました。その他、4項目ほど対策を講じました。

石本委員

補助金が出ない場合、8,400万円市の負担で工事が行われることになるが、その分どこの路線の工事が実施できないことになるのか伺いた

い。

沖本建設部長

路線は特定しておりません。

【質疑終結】

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時31分

【意 見】

谷口委員

議案第96号のうち、事業名市道4-245号線（ハナミズキ通り）歩道等整備事業について、みんなの党 所沢を代表して意見を述べさせていただきます。本事業に関しては、全体の工程管理が非常に甘いと言わざるを得ず、予定外の事が起こったことに対して適切な対応策がとられていないと感じました。また、最悪の状況に対しても準備が疎かになっていたと思われ、本議案としては補助金返還の8,400万円の返還命令書が来ているということがこの事業の趣旨であるということから、本件については大いなる反省を求めて賛成の意見といたします。

西沢委員

所沢市議会 公明党を代表して意見を申し上げます。議案第96号のうち、市道4-245号線（ハナミズキ通り）歩道等整備事業について、委員会審査の中で議案説明の時には触れられなかった工事遅滞の理由がいくつか判明いたしました。甘い見通しによる工事設計によって工程が遅

れ、その結果補助金を返還しなければならないという事態が生じてしまい、結果的に市の負担が増えるという絶対にあってはならない事態が発生してしまいました。今後、絶対にこのような事態が起こらないことを求め賛成の意見とします。

石本委員

民主ネットリベラルの会を代表して議案第96号の建設水道常任委員会所管部分に関し、意見を申し上げます。市道4-245号線(ハナミズキ通り)歩道等整備事業についての9,600万円ですが、質疑を通して、今回の予算計上の大きな理由は地中の埋設物やコンサルタントの倒産が理由ではありますが、それ以上に地元の関係者から同意を得ることに多くの時間を割いたことが主な理由だということがわかりました。しかも、元々所沢市の所有地における工事に関し、用地買収と同様な手法で地元関係者の同意を得る作業を行っていたわけですが、今回の工事は、平成18年に小手指町1丁目町会及び小手指まちづくり事業協同組合から要望書が出されていたこともわかりました。この要望書は地元の地権者などの同意がなく出された要望書だったのか謎が残ります。また、委員会の質疑を通して1工区及び2工区の国からの補助金8,400万円を返還し、現時点では恐らくこの工事区間は所沢市全額負担で工事が行われることもわかりました。8,400万円という数字は所沢市一般会計の0.1%にあたる大きな金額です。財政難を理由に多くの事業を取り止めている中、市民の税金の使われ方の視点から見て今回の補助金返還の経緯については

大きく疑問が残ります。しかしながらこの工事自体の目的は景観をよくするものであり、川越市の電柱地中化の現状などを見ると、所沢市ももっと推進するべきと考え事業の方向性には大いに賛成をいたします。最後に今回の質疑を通しての建設部の議案説明のあり方や部長の議場での答弁に対して一言申し上げます。例えば本会議場での赤川議員の来年度以降国からの補助金が出るのかとの議案質疑の際に、建設部長は、補助金は今後もあるごとに要望していく旨の答弁をされています。しかし委員会では、来年度以降、1工区及び2工区の補助金は厳しいことが判明しました。藤本市長は日頃市民の代表である議員が市民に説明をしてくださいと議場でおっしゃっています。しかし今回のような答弁だと我々議員は正確に市民に説明ができません。その意味で、議会軽視ではないでしょうか。また、市民の税金の使われ方の説明として34万市民に対して不誠実だと思います。以上を申し述べて賛成の意見といたします。

桑畠委員

至誠クラブを代表して、議案第96号の市道4-245号線（ハナミズキ通り）歩道等整備事業について意見を申し述べます。今回様々な判断ミスが重なった結果、残念ながら補助金の一部返還という事態に至ったことが今回の慎重なる委員会審議によって明らかになりました。本来であれば本事業については、一時凍結も考慮すべきであります。しかし3工区の補助金を確定するためには1工区、2工区の執行を前提としているようにも見受けられますので、今後の円満な執行が求められます。また、執行部の

議案説明では遅滞の理由として震災及びそれに伴う東京電力との協議不調、さらにはコンサルタントの倒産を挙げられていましたが、今回の審議ではそれらが理由とは必ずしも言えないことも明らかになりました。そもそも1工区については震災以前に事故繰越が議案として提出されており、このような説明をすること自体、震災被害者に対して誠に失礼千万な態度であると言わざるを得ません。コンサルタントの倒産についても同様のことが言えます。関係者の猛省を促したいと思います。今後の補助金の交付についても地中化部分について、ほぼ困難であることが審議を通じて明らかになりました。今後は歩道整備部分についての補助金申請や普通財産の売却など8,400万円の損失を極力極小化させるための財源確保のあらゆる手立てを求め、また、基本的に電線地中化については今回の件に怯むことなく、さらなる事業推進を求めて賛成の意見といたします。

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表いたしまして、議案第96号当委員会所管部分に関し、賛成の立場から意見を申し上げます。ハナミズキ通りの電線地中化の国庫補助金の返還の議案ですが、今回の事業の決定にあたって調査が不十分であったと言わざるを得ません。地元からの要望が出されている事業がこのような結果となり残念です。地上機器の設置にあたり占有者との調整に手間取ったことが事業の遅れた理由としていますが、今後市として電線地中化を進めていく予定もあるようですので、今回のことを教訓として生かしていただくことを申し添えて賛成といたします。

近藤委員

所沢フォーラム“おおぞら”を代表いたしまして、議案第96号の8款土木費、2項道路橋りょう費、01道路新設改良等工事費について、賛成の立場から意見を申し上げます。本議案に関する3工区工事も年内に完成する予定とのことですので、引き続き電線共同溝事業を進め、全区間の早期完成を目指していただきたい。しかしながら、今後は工事の工程管理については十分注意し二度と補助金返還等が発生しないことを申し上げて賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第96号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第96号「所沢市一般会計補正予算（第7号）」に対する付帯決議について

石井委員長

近藤委員より付帯決議が出されたので、趣旨説明を願います。

近藤委員

議案第96号「平成24年度所沢市一般会計補正予算（第7号）」当委員会所管部分に対する付帯決議の提案理由を申し上げます。今般、国庫補助金の返還に伴う補正予算の審査を行ったところ、「市道4-245号線（ハナミズキ通り）歩道等整備事業」の一部工事について、事務の不手際

等により、本事業にかかる国庫補助金の返還が生じることが明らかになった。こうした事態に陥ったことは、大変遺憾である。

よって、本議案の予算執行にあたり、付帯決議案を提出するものである。

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第96号当委員会所管部分については、全会一致、付帯決議を付すことに決する。

【付帯決議】

議案第96号「平成24年度所沢市一般会計補正予算（第7号）」

に対する付帯決議

本議案の予算執行にあたり、下記のことを決議する。

記

1 本来、市道は、市に帰属するものであり、関係者との調整に手間取ったことは遅滞理由にあたらぬ。すなわち、事業の執行において重大な甘さがあったと指摘せざるを得ない。よって、今後、このようなことが起きないように、慎重な対応を求める。

2 補助金返還にあたり、事故繰越等の適用可能性があったにもかかわらず、それを逸したことは、事務処理が不適切であったと言わざるを得ない。

今後は、関係機関との連携を図り、適正に事務を進めるよう強く求める。

以上

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 午前11時47分